

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成18年12月21日(2006.12.21)

【公開番号】特開2005-137424(P2005-137424A)

【公開日】平成17年6月2日(2005.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-021

【出願番号】特願2003-374354(P2003-374354)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月1日(2006.11.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が遊動する遊技盤に始動入賞口と図柄変動表示器と大入賞口とを有し、前記遊技球が前記始動入賞口に入賞することによって前記図柄変動表示器の複数の図柄が変動を開始し該図柄の変動が停止した際に前記複数の図柄が揃った場合に大当たりとなって前記大入賞口の開閉扉が継続的に開放状態となり、該開閉扉の開放状態が所定のラウンド回数連続して行われるパチンコ機において、

前記大当たりが得られた際に前記大入賞口の開閉扉が開放状態になるラウンド回数を、予め設定した前記図柄変動表示器の変動停止図柄の組合せによって変化して設けたことを特徴とするパチンコ機。

【請求項2】

前記ラウンド回数の違いによって前記図柄が揃って大当たりとなる確率を変化して設定したことを特徴とする請求項1記載のパチンコ機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本発明は、上記の目的を達成するためになされたものであって、即ち本発明の請求項1の発明は、遊技球が遊動する遊技盤に始動入賞口と図柄変動表示器と大入賞口とを有し、前記遊技球が前記始動入賞口に入賞することによって前記図柄変動表示器の複数の図柄が変動を開始し該図柄の変動が停止した際に前記複数の図柄が揃った場合に大当たりとなって前記大入賞口の開閉扉が継続的に開放状態となり、該開閉扉の開放状態が所定のラウンド回数連続して行われるパチンコ機において、前記大当たりが得られた際に前記大入賞口の開閉扉が開放状態になるラウンド回数を、予め設定した前記図柄変動表示器の変動停止図柄の組合せによって変化して設けたことを特徴とするパチンコ機である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また本発明の請求項2の発明は、請求項1記載の発明において、前記ラウンド回数の違いによって前記図柄が揃って大当たりとなる確率を変化して設定したことを特徴とするパチンコ機である。

この発明は、前記図柄が揃って大当たりとなる確率と前記大入賞口の開閉扉が開放状態になるラウンド回数について、例えば前記ラウンド回数が多く設定された停止組合せ図柄が揃う大当たり確率が小さく設定され、前記ラウンド回数が少なく設定された停止組合せ図柄が揃う大当たり確率を大きく設定される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

前記予め設定した停止図柄の組合せについて、同じ奇数数字の図柄が揃った場合は前記開閉扉の開閉ラウンド回数を多く設定し、同じ偶数数字の図柄が揃った場合は前記奇数数字図柄が揃った場合より開閉ラウンド回数を少なく設定してもよい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

またステップd'で図柄変動表示器8の停止図柄が例えば666のように偶数数字で停止した場合、ステップd'から右のフローのステップoへ進み、大当たり2の状態になる。前記大当たり1と大当たり2との違いは、ステップjとtで判別するラウンド回数の違いで、大入賞口12の開放状態が16回と6回に設定した点の違いである。即ちステップd'で3列とも同じ図柄で停止した停止図柄が666のように偶数数字の場合は、ステップtで大当たりが6ラウンドまでカウントされて終了するよう設定されている。

この偶数数字が3列揃って停止する大当たり2の確率は、前記奇数数字で揃って大当たり1する確率より少なくとも2倍高く設定しており、ラウンド回数が少ない大当たり2の方が確率を高くして、大当たり2が得られ易いように設定してある。